

東京農工大学大学院連合農学研究科の設置及び運営に関する
構成国立大学法人間協定書

国立大学法人東京農工大学（以下「設置法人」という。）並びに国立大学法人茨城大学及び国立大学法人宇都宮大学（以下「参加法人」という。）は、3国立大学法人（以下「構成法人」という。）間の連携、協力のもと、大学院設置基準第7条の2の規定に基づく東京農工大学大学院連合農学研究科（以下「研究科」という。）を設置することとし、次のとおり合意する。

（組織形態）

第1条 研究科は、東京農工大学を設置大学、茨城大学及び宇都宮大学を参加大学として組織する。

（運営の方針）

第2条 構成法人は、それぞれの大学の農学部及び東京農工大学の農学教育部並びに茨城大学及び宇都宮大学の農学研究科を中心に、常に密接な連携と協力のもとに、研究科の適切かつ円滑な運営を図るとともに、その充実発展に努めるものとする。

（相互理解及び尊重）

第3条 構成法人は、それぞれの法人の理念若しくは目的を相互に理解するとともに、自主性及び自律性を尊重するものとする。

（管理運営組織）

第4条 研究科の管理運営の基本的な組織として、研究科教授会、研究科代議委員会等を設置する。

（業務運営）

第5条 この協定に基づく研究科の業務運営に関する事項は、「東京農工大学大学院連合農学研究科における業務運営に関する覚書」に定めるところによる。

（参加法人の教員の身分）

第6条 研究科における参加法人の教員の身分は、大学院設置基準第8条第3項の規定に基づき研究科の専任教員とし、当該教員の勤務条件、給与の支給等必要な事項は、「東京農工大学大学院連合農学研究科の連携協力における兼職に関する覚書」に定めるところによる。

（経費の配分）

第7条 研究科に係る教育研究等に要する基本的な経費は、設置法人が参加法人に配分する。

（学生に対する責任）

第8条 構成法人は、研究科の学生の教育研究に対して、適切な措置を講ずるものとする。

(賠償責任保険等)

第9条 構成法人は、必要に応じて賠償責任保険等に加入する。

(関連規則等)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に必要な事項は、構成法人の規則並びに国立大学法人東京農工大学学則及び国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則等に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項が生じた場合又は解釈について疑義が生じた場合は、構成法人が誠実に協議の上、速やかにこれを処理するものとする。

(記載事項の変更)

第12条 この協定書の変更は、構成法人が協議の上、総意により行うものとする。

(付帯事項)

第13条 この協定書は、3通作成し、構成法人において各1通を所持する。

(発効及び効力)

第14条 この協定書は、平成16年4月1日から効力を有する。

平成16年4月1日

国立大学法人東京農工大学長

宮 田 清 藏

国立大学法人茨城大学長

宮 田 武 雄

国立大学法人宇都宮大学長

田 原 博 人